

東久留米市立第五小学校
施設利用の皆様へ

7月から施設開放を再開します。施設開放の申請日は、毎月第2水曜日の午前10時から12時です。7月分は、6月10日（水）となります。申請場所は、今回から体育館棟ピロティで実施します。

学校現場での新型コロナウイルス感染防止のため、以下の内容をご確認の上、申請していただくようお願いいたします。

尚、授業のある日は、授業終了後に教職員が消毒を終えてからの開放になりますので、午後5時以降となります。

・東久留米市にスポーツ団体登録をしている方のみ、申請可

※申込用紙の備考欄にID番号をご記入ください。

※確実に連絡が取れる電話番号をご記入ください。

・代表者は、参加者全員の氏名・連絡先・当日の体温を把握

※感染等が疑われた際に、確認することがあります。

・消毒薬、消毒に必要な道具の準備

・終了後の消毒

（使用した場所、道具、トイレ、流し等）

※消毒が終わりましたら、チェック表にご記入ください。

※校庭使用の場合でも、体育館棟のトイレ、流し等の消毒をお願いします。

東久留米市生涯学習課からの手紙を必ずお読みください。

校庭・体育館・教室の開放事業を利用される方へ

東久留米市生涯学習課

各種開放事業の実施にあたり、利用者の方は次の事項を遵守してください。

① 利用日の代表者は参加者全員の氏名、連絡先の他以下の点を把握すること。

1) 利用当日の参加者全員の体温。

なお、平熱を超える発熱があった場合はその方の利用を控えていただくこと。

2) 利用前2週間における以下の事項の有無。該当があった場合はその方の利用を控

えていただくこと。

ア 平熱を超える発熱

イ せき、のどの痛みなど風邪の症状

ウ だるさ、息苦しさ

エ 嗅覚や味覚の異常

オ 体が重く感じる、疲れやすい等

カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、

地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

② 運動中を除き移動時も含めマスクを着用すること。また、大きな声で会話、応援等をし

ないこと。

※運動中もマスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用する場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性や熱中症に注意する必要があります。

③ 施設利用前後のミーティング等を実施する場合は三つの密（密閉・密集・密接）を避けて行うこと。

④ 参加者、他の利用者、学校職員等との距離（できるだけ2メートル以上）を確保すること。ただし、障がい者の誘導や介助を行う場合は除く。

⑤ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
（せっけん等は各団体において必要に応じて準備してください。）

⑥ 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、各事業所管課に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

⑦ 道具については極力持参し、使用した学校備品やドアノブ等の生徒が触れる部分については消毒をすること。また、消毒に必要な道具については各団体で準備すること。